

# 田子の浦港港湾計画書

－ 軽 易 な 変 更 －

平 成 2 1 年 3 月

田子の浦港港湾管理者

静 岡 県



本計画書は、港湾法第3条の3の規定に基づき、

- ・平成13年7月 第24回静岡県地方港湾審議会
- ・平成13年7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成16年5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成18年3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年2月 第29回静岡県地方港湾審議会

の議を経た田子の浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



# 目 次

変更理由 .....	1
1 港湾環境整備施設計画 .....	2
2 廃棄物処理への対応 .....	3
3 土地造成及び土地利用計画 .....	4

## 変更理由

泊地・航路における浚渫土砂の処理地を確保し、地域のニーズに応えた良好な港湾空間の形成を図るため、鈴川地区において港湾環境整備施設計画、廃棄物処理への対応、土地造成及び土地利用計画を追加、変更する。

## 1 港湾環境整備施設計画

地域のニーズに応えた良好な港湾空間の形成を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

鈴川地区 緑地 5 h a [新規計画]

## 2 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

### [廃棄物処理への対応]

鈴川地区の6 haの土地造成において、廃棄物処理に資するため、浚渫土砂24万 $\text{m}^3$ の廃棄物の処理を計画する。



### 3 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用を次のとおり計画する。

#### 3-1 土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
鈴川地区	(6)	(4)	(3)	(10)	(5)	(27)
	6	4	3	10	8	30

注1：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

# 田子の浦港港湾計画位置図



